

1. 計画策定の趣旨

わが国では、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会づくりをめざし、さまざまな取り組みが進められてきました。しかし近年、社会情勢の著しい変化や保健・医療技術の進歩等を背景に、国の法制度が大きく変わり、障がいのある人を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。

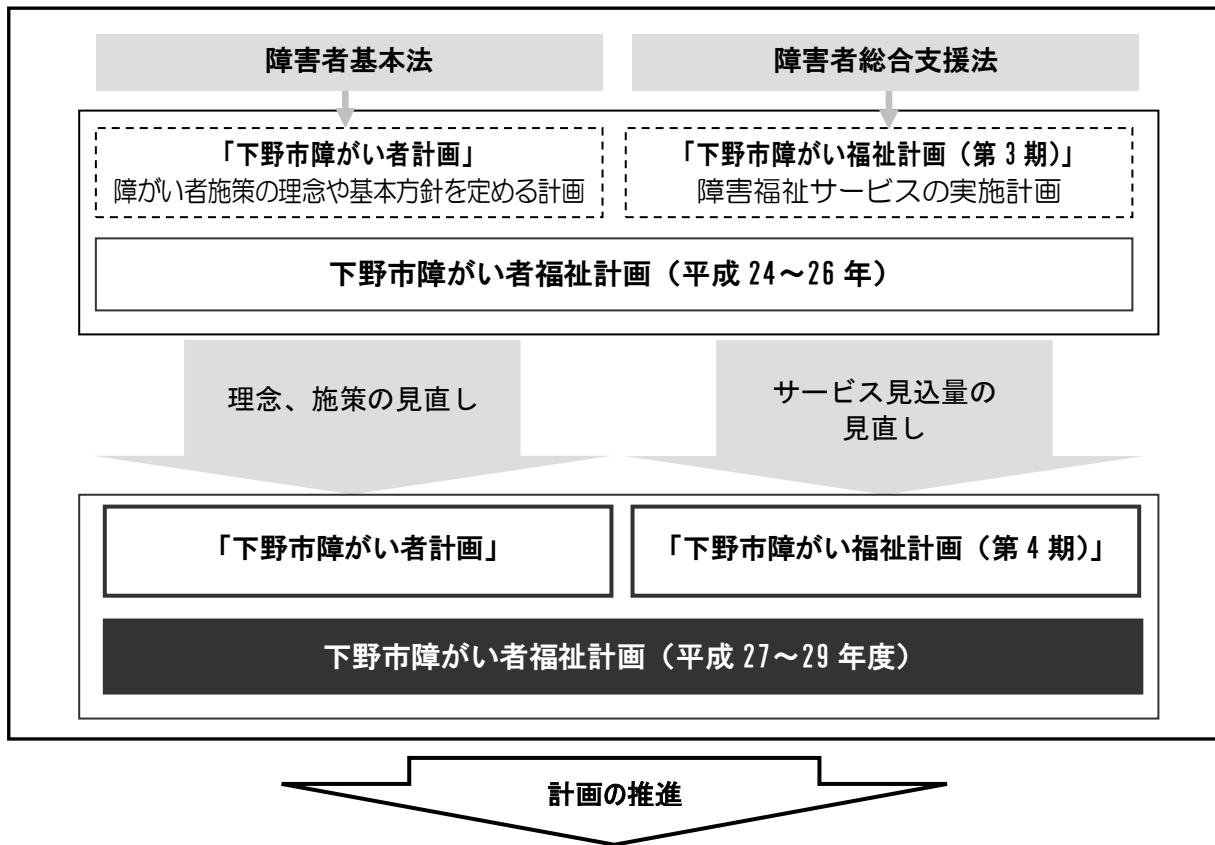
平成15年には支援費制度の導入、平成18年には障害者自立支援法の施行によって、身体・知的・精神の3障がいにかかる各種サービスの一元化が図られるなど、福祉サービスの提供体制が整備されてきました。さらに、平成25年4月から障害者総合支援法に変わり、従来の3障害に加え、新たに難病の方が心身の状態に応じて新たに障害サービス等を利用できるようになりました。

このような状況のなか、本市ではこれまで、「下野市障がい者福祉計画」を定め、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、施策の推進を図ってきました。

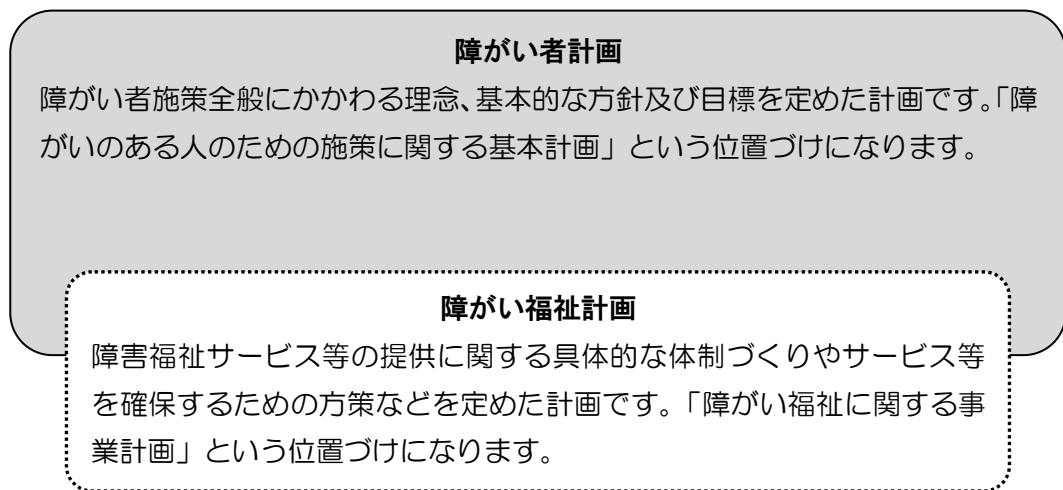
本計画は、第3期下野市障がい者福祉計画の期間が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行ったうえで、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第4期下野市障がい者福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者基本計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」とを一体的に策定するもので、「下野市総合計画（平成20～27年度）」をはじめ、その他の市の関連計画を踏まえ、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。



■障がい者計画と障がい福祉計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

計画名	年度													
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
下野市障がい者計画														計画期間
下野市障がい福祉計画			第 1 期計画		第 2 期計画			第 3 期計画						第 4 期計画

4. 計画の基本的な考え方

市総合計画等の上位関係計画と整合性を十分配慮しつつ、住民参加にも留意し、住民総意の計画となるよう努めます。

今回の障がい者福祉計画においては、第 3 期障がい者福祉計画の実績を踏まえつつ、期間中の取組を基礎として、平成 27 年度～平成 29 年度の推計を行います。

5. 具体的なサービス見込量の明示

国の基本方針に基づいた記載項目ごとに、取組実績の数値と具体的数値目標の推計を行います。

また、障がい者が地域で充実した生活を送るための相談支援体制の充実についても役割を明確にします。

6. 保健と福祉の総合的な対応

保健サービスや福祉サービスの相互の連携や補完関係に配慮しながら、障がい者へのサービスを総合的に推進する観点から適正な体制の整備を目指します。

7. 計画策定体制図

本計画は、関係各分野から幅広く意見を聴取するため、障害者団体代表、保健・医療関係者、福祉関係者、法律関係者による「下野市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画への意見反映、関係部局との連携を図るものとします。

下野市障がい者計画・下野市障がい福祉計画

市長

下野市障がい者福祉計画策定委員会

計画案の検討・意見の提出

事務局

健康福祉部社会福祉課
(計画課題・計画案とりまとめ、
意見調整等)

関係課・機関

(施策・事業の立案、
事業量の数値目標の設定)

団体ヒアリング調査
パブリックコメント

市民・事業者の意見反映